



ご存知ですか？特殊車両通行許可制度について

道路を通行できる車両の大きさや重量等の基準が、道路法(車両制限令)で「一般的制限値」として定められています。

一般的制限値を超える車両で通行する際は、特殊車両通行許可が必要になります。

右図の一般的制限値のうち、どれか1つでも超える車両は「特殊な車両」となり、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。

運行に際しましては、その車両が一般的制限値内であるか、を確認してください。



車両制限令を守りましょう！

重量超過車両の通行は、橋や舗装に疲労(ダメージ)を与え、その影響は舗装で4乗、橋(コンクリート床版)で12乗になると言われています。

また、高さや幅の超過車両の通行は、道路構造物と積載物との接触や重大事故に繋がります。さらに、重量超過車両等が事故を起こした場合、事故の処理には、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業に長時間の規制を余儀なくされ、社会・経済活動に大きな影響を与えます。

このような事態を防ぐためにも、車両制限令を遵守しましょう。



過積載と車両制限令違反の違い

車両の重量を制限する法律は、道路交通法と道路法の、大きく2つがあります。

道路交通法では、車検時に定められた積載重量を超えて貨物を積んで走ると「過積載」と言い、過積載の状態ですら通行させた場合は道路交通法違反となります。

一方、道路法(車両制限令)では一般的制限値が定められており、これを超える車両を通行させた場合は車両制限令違反となります。



特殊車両通行許可の申請

一般的制限値を超える車両については、通行しようとする道路の道路管理者に特殊車両通行許可を申請し、許可を得る必要があります。

特殊車両通行許可の申請手続きについて、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【特殊車両通行許可制度について】

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html> (国土交通省関東地方整備局ホームページ)

～法令遵守車両の取締りを強化しています～

- 高速道路を守るため、(独)日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路6会社では相互に連携・協力し、車両制限令違反車両に対する指導取締りを強化しています。
- 違反を確認した場合は、高速道路からの退出を命じる措置命令(行政処分)を科しますが、悪質な違反である場合は道路構造物への負荷軽減及び交通事故防止の観点から、**積荷の軽減措置**や通行許可を取得するまでの間の**通行の中止**を命じることもあります。
- 違反を繰り返した場合は、別途是正指導の対象になったり、一向に改善が見られない場合は警察機関に告発するなど、運送事業者様の不利益にも繋がってまいります。

国土交通省は2020年7月2日の第38回国土幹線道路部会にて、新型コロナウイルス感染症対策の「新たな生活様式」の一環とし、高速道路の料金所をすべてETC専用化に向けた検討(案)を打ち出し、「非接触型での感染拡大防止の見込」、「柔軟な料金設定の可能」、「駐車場などの支払手段の利用」などのメリットがあると、2017年には駐車場料金、2019年にはフェリーの乗降手続や利用料金、2020年8月3日からは飲食店のドライブスルーでETC決済をNEXCO中日本で実験済のようです。また、過積載は構造物に致命的な損傷を発生させることから、車載型荷重計測システムの搭載推進など、積極的な過積載の抑止に向けた取組について、大口多頻度割引への繁栄のあり方を検討するとの事です。

「国土交通省特殊車両通行について」

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

車両入替時の返却カードについて

入替時	旧カード番号	新カード番号
FC	1111-111	1111-111
C	0001-11111	0001-11112
M	全ての車両でご利用可能 (入替申請必要無)	

FCカードは、有効期限が**2021年6月末**となっております。6月には、新たなカードをお送りする流れとなりますが、**不要なカードがあれば、ご返却下さい。**

FCカード/コーポレートカードは、車両入替時には、新しい車両番号が記載されたカードをお送りしております。この場合、新カードも旧カードも有効期限内まで使用できる状態となります。コーポレートカードは、新旧カードのカード番号が違う為、使用の有無が把握できますが、**旧カードを利用し続けると割引停止**になります。FCカードは、カード番号が同じなので、新or旧カードの区別ができない状態となります。新カードでご利用が始まりましたら、**旧カードは、必ず2週間以内に返却いただきますよう、お願いいたします。**

[雑感] 新たな取組 zoom

先日、zoomで組合員様とお話しをするという川上の状況を横目にしながら、聞いておりました。素晴らしく、すごくいい！コロナでお邪魔できない状況で顔を見ながら話が組合内でも出来るとは！

事務としては、映像が映るので、本棚きれいにしなくちゃとか問題点も！ただ、今年2年生の私には、分かりやすい説明を聞きながら勉強になることも多く！

zoom大絶賛です！ただ、私は、お化粧ばっちりしておくので、1日前の予約を！